

一時保護時の司法審査

弁護士 錦見 壽紘

1 はじめに

一時保護とは、虐待を受けていたりする子どもの生命安全を保護し、子どもの権利を守るために児童相談所が子どもと保護者を引き離し、子どもを一時的に保護する制度である。現在、一時保護は、児童相談所長が、必要があると認めるときにできるとされており、一時保護をするにあたり、司法は介入していない。もっとも、児童相談所の判断による一時保護であることから、一時保護に反対する親との間でトラブルが発生する問題などがあった。

そのため、令和4年6月15日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。これにより、児童福祉法では、一時保護の開始に際し、裁判官の審査を経て、一時保護状の発付を受けなければならないとする「一時保護時の司法審査」の仕組みが導入された。そして、令和7年6月1日から施行されることとなった。

2 一時保護状の司法審査の必要性

一時保護に司法審査が導入されることになったのは、一時保護は、児童の最善の利益を守るため躊躇なく行われる必要がある一方、暫定的・一時的とはいえ、行政の判断によって親子を分離し、児童の行動の自由等を制限するものであることから、当該一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかについて、中立的な第三者による審査の必要性が指摘されてきたためである。

司法審査が入ることにより、子どもの利益になるだけでなく、保護者による児童相談所が子どもを勝手に連れ去ったなどというトラブルの回避にもつながると思われる。

3 一時保護の要件

(1) 趣旨

一時保護の要件について、児童福祉法33条が改正された。改正前は、「必要があると認めるとき」に一時保護を行うことができると規定されていた。改正により、「児童虐待のおそれがあるとき、少年法

ときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるとき」に改正された。裁判官が迅速かつ適切な審査を行うことができるようにするために法令で具体的に規定された。

(2) 要件

改正されたことにより、一時保護ができる場合は、内閣府令に該当し、一時保護の必要性があることが要件となった。もっとも、裁判官は、内閣府令に該当していれば明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付することとなっている（改正後児童福祉法（以下「法」という）33条4項）。

内閣府令で定める場合（同条1項）とは、児童福祉法施行規則35条の3の1号～7号に規定されている。具体的には以下のとおりである。

- ①児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合
- ②少年法第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- ③児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- ④児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- ⑤児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - (イ)児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - (ロ)あるいは児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- ⑥児童の保護者がその看護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- ⑦前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければならない児童の生命又は心身に重大な危険が生じるおそれがある場合

1号にあるように「児童虐待を受けた場合」のみならず、「受けたおそれ」がある場合や「受けるお

それ」についても一時保護の対象に含まれており、また、同様に3号では、児童の行動が「危害を生じさせた」場合の他、「生じさせたおそれ」がある場合や「生じさせるおそれ」がある場合についても一時保護の対象に含まれている。児童を権利侵害から未然に守ることなどの理由から保護の対象を広範に及ばせて児童の権利を守ることができる規定となっているといえる。

要件が具体的に規定されたが、改正前後において、児童相談所長等が一時保護を行うことができる場合についての考え方が変わるものではなく、実務で行われていたことが要件として類型化されて具体化されたのであって、今まで一時保護できていた事案ができなくなったわけではない。そして、7号は、類型化された1号から6号で対応できないものが生じる場合に備えてバスケット条項としての役割を果たすこととなる。7号において、「児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれ」が必要とされているが、1号から6号の該当性の解釈や一時保護の必要性に影響を与えるものではない。

このように「生じるおそれ」が規定されたことにより、子どもの人権が害される前に子どもを保護することが可能になったことが明確になり、より子どもの保護ができるようになるといえる。もっとも、親子の分離を伴うことであるため、「生じるおそれ」については、裁判官に提出する書類で家庭環境や保護の必要性について事実や証拠を充実させて認定する必要があると考える。

4 一時保護状の請求手続きについて

(1) 一時保護状の要件

改正により一時保護をする際、原則として一時保護状が必要となった。もっとも、一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、児童に親権者等がない場合、一時保護を開始した日から起算して7日以内に一時保護を解除した場合には例外として一時保護状が不要となる(法33条3項)。

(2) 手続

児童相談所が一時保護状を請求するにあたり、次のような手続が行われることとなる。

まず、児童と親権者等の特定をして、親権者に対して一時保護についての説明をして、親権者から一時保護を行うことについての同意を確認する。児童についても説明をして児童の意見や意向を確認する。親権者等や児童の意見については、児童相談所

が意見をまとめた書面などを作成して裁判官に伝達する。その他にも、児童相談所は提供資料の準備をし、一時保護状請求書を作成して請求することとなる。

一時保護をする前に一時保護状を請求している場合を除いて、一時保護を開始してから一時保護状を請求するまでの期間は、一時保護が開始された日から起算して7日以内に児童相談所は裁判官に請求しなければならない。

(3) 取消請求(同条7項)

一時保護状の請求が裁判官により却下された場合、速やかに一時保護を解除しなければならない。しかし、一時保護を行われなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、一時保護状の請求却下の裁判に対して取消請求をすることができる。

取消請求は、一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から3日以内に限り、行うことができる。取消請求においては、前記の一時保護の要件に該当することについて資料の追加などをして主張の補充をすることになる。

5 おわりに

一時保護時の司法審査手続について、児童相談所によって、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」に沿って、一時保護状請求までの流れを試行的に実践された。その結果を踏まえて、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」が作成された。もっとも、一時保護状の請求は、7日間であり、この期間は、土日祝日も含まれた7日間である。その間に、児童相談所は、親権者等を確認するために戸籍謄本を取り寄せ、前述した手続を済ませなければならない。また、マニュアルについても相当な量である。児童相談所は、これまで行っていた業務と重なる部分はあると思うが、業務量が増加し戸籍謄本の請求など各種機関と連携が必要となってくると考えられる。

子どもの保護を確立する一方で、児童相談所の業務量の増加により、一時保護への児童相談所のハードルが上がってしまう可能性も考えられる。そのようなことを防ぐためにも、弁護士が、法律の専門家として児童相談所と協力をして、要件の判断や書面の作成などの場面に積極的に関わることで、迅速かつ適切に判断することができ、ハードルを上げることなく、従来通りの一時保護をできるようにしていく必要がある。

る。また、保護者や子どもの立場として弁護士が関わる場合には、法的観点からの手続きの説明や意見等の書面を裁判官に提出する際に関わることにより、適切に裁判官に意見を伝達することができる。司法審査が導入されることにより、弁護士が積極的に関与していくことで、一時保護の透明性を確保し、児童相談所と保護者間のトラブルの回避につながると思われる。

今後、実務において一時保護時の司法審査が実施され、どのような課題が出てきて、弁護士としてどのように児童の人権擁護のために活躍できるのか注目していく必要があると考える。

参考文献

- 1 こども家庭庁「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」
- 2 児童虐待防止対策部会(令和6年12月26日開催第5回)資料6-1